

回覧

平成31年1月16日

各位

かすみがうら市長 坪井 透
(農林水産課扱い・公印省略)

有害鳥獣捕獲の実施について（お知らせ）

このことについて、イノシシによる農作物への被害防止のため、下記のとおり有害鳥獣捕獲を行いますのでお知らせします。

捕獲期間中は事故等の無いように安全には十分注意して実施をしますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 捕獲鳥獣 イノシシ
2. 捕獲期間 平成31年2月2日（土）から3月3日（日）まで
3. 捕獲区域 かすみがうら市 雪入、山本、上佐谷地区内の鳥獣保護区

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
を遵守し、住居や公園など人が集まる場所や銃禁区域
での捕獲は実施しません。

※捕獲許可区域については、狩猟期間中（イノシシ：平成31年3月31日まで）につき、捕獲許可が必要な鳥獣保護区を対象としております。

4. 捕獲方法 銃器・わなによる
5. 従事者 かすみがうら市有害鳥獣捕獲隊（オレンジ色ベスト着用）
6. 連絡先 かすみがうら市都市産業部農林水産課
電話 ：0299-59-2111
 029-897-1111（内線2503）

有害鳥獣捕獲実施区域



捕獲鳥獣	イノシシ
実施期間	平成31年2月2日から平成31年3月3日
捕獲区域	かすみがうら市雪入・山本・上佐谷地区内の鳥獣保護区 ※狩猟期間中(イノシシ:平成31年3月31日まで)につき、 捕獲許可が必要となる鳥獣保護区域を対象とします。